

成年後見制度申立費用の助成について

射水市では、成年後見制度の利用にあたり、申立費用を負担することが困難な方に対して必要な費用の助成を行っています。

1 申立費用の助成対象となる方

申立人種別	被後見人等(本人)による申立の場合 (被後見人等が申立費用を負担する場合)	親族による申立の場合
助成金申請者	申立人(被後見人等)または後見人等	申立人である親族
審査対象	・被後見人等及びその同一世帯全員	・被後見人等及びその同一世帯全員 ・申立人及びその同一世帯全員
資力等の要件	被後見人が市内に住所を有しており、審査対象者が次のいずれかに該当するもの (1) 生活保護を受けている者 (2) 次の要件をすべて満たす者 ア 市区町村民税が非課税である イ 成年後見制度の利用に係る費用の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であること。 ウ 株式や生命保険等、すぐに資金化することができる資産を所有しないこと (3) その他費用を負担することが困難であると市長が認める者	

2 その他の要件:申立費用の助成対象チェックリスト

上の表の要件を満たし、かつ、この3つの要件を満たす方が申立費用助成の対象です。

資産について

- ☐被後見人等が属する世帯全員及び申立人が属する世帯全員は、株式や生命保険等、すぐに資金化することができる資産を所有していない。

後見人等について

- ☐審判請求により選任された後見人等(申立書に記載する候補者)は、民法第725条に規定する親族(配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族)ではない。

その他助成制度の利用について

- ☐射水市以外の自治体又は団体等が実施する申立費用に係る助成金を受給しない。

3 申立て費用の助成対象経費

- (1) 申立用収入印紙代
- (2) 登記用収入印紙代
- (3) 家庭裁判所提出用郵便切手代
- (4) 診断書作成料
- (5) 戸籍等取得に係る手数料
- (6) 親族の意見書作成に係る郵便切手代
- (7) 鑑定費用
- (8) その他、市長が認める費用

なお、弁護士や司法書士へ依頼した書類作成代行の報酬は助成の対象外です。

4 助成金申請の際に必要な書類

申立人とは、被後見人等に係る後見開始等の審判請求の申立を行った者としてします。

(1) 申立人の世帯の状況について

申立人について	⇒ 「(3)添付書類一覧」の該当項目
☐ 被後見人等本人 【被後見人等の世帯状況について】	
☐ 単身世帯	①
☐ 同一世帯員がいる	①・②
☐ 被後見人等と同居している世帯員	①・②
☐ 被後見人と別居している親族 【被後見人等の世帯状況について】	
☐ 単身世帯	①・③
☐ 同一世帯員がいる	①・②・③

(2) 申立人及び被後見人等、その同一世帯員の収入について

受給しているもの	⇒ 添付書類
☐ 障害年金	「(1)申立人の世帯の状況について」の 該当項目の添付書類 + ④
☐ 遺族年金	
☐ 特別児童扶養手当	
☐ その他 ()	
☐ 上記の収入はありません	「(1)申立人の世帯の状況について」の 該当項目の添付書類のみ

(3) 添付書類一覧

① 申請時に 必ず提出いただく書類	☐ 後見人等の決定を受けたことが分かる書類 (確定証明書・登記事項証明書等) ☐ 後見開始等審判の申立書の写し ☐ 後見開始等の審判書謄本の写し ☐ 申立てに要する費用が分かる書類 ☐ 被後見人等の収支状況及び資産状況が分かる書類 (申立時に家庭裁判所へ提出した財産目録及び収支予定表等)
② 被後見人等と同一世帯 の方がいる場合に 提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☐ 世帯全員が記載された住民票 ☐ 世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの
③ 申立人が被後見人等と 別居である場合に 提出いただく書類	【生活保護を受給している方】 ☐ 申立人とその同一世帯全員の生活保護受給証明書 【市民税非課税世帯に属する方】 ☐ 世帯全員が記載された住民票 ☐ 申立人とその同一世帯全員の非課税証明書 ※収入額が記載された最新年度のもの
④ 該当する収入が ある場合に 提出いただく書類	☐ 該当する収入について、受給額がわかる書類 (給付決定通知書・入金記録のある預金通帳など)

その他、確認を要する事項について書類の提出を求めることがあります。

申請・お問合せ先

被後見人等が 65 歳未満の障がい者の方：射水市社会福祉課（０７６６－５１－６６２６）

被後見人等が 65 歳以上の高齢者の方：射水市地域福祉課（０７６６－５１－６６２５）